

# 第17期 第8回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年3月30日(火) 午後1時33分～午後2時4分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 6 名)

会 長:

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 2 名)

1番 瀬長 澄子 委員 4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 5番 宮里 由美子 委員

7 付議すべき案件

- 報告第 35 号 農地転用後の利用状況の報告について
- 報告第 36 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について
- 報告第 37 号 転用許可に係る工事の完了報告について
- 報告第 38 号 現況証明願について
- 報告第 39 号 農地法許可の取消し願いについて
- 報告第 40 号 確認願について

報告第	41	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第	42	号	農作業料金・農業労賃に関する調査について
議案第	18	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	19	号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第	20	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	21	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
その他		号	農業委員等の綱紀粛正について

## 10. 会議の内容

職務代理者	<p>定刻の1時半をちょっと過ぎましたが、第17期豊見城市農業委員会第8回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時33分) 開会</p>
職務代理者	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日1日限りといたします。 本日の出席委員は8名中6名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、3番委員の金城敏満委員と5番委員の宮里由美子委員2名、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。 これより報告案件に入ります。はじめに報告第35号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。 報告第35号「農地転用後の利用状況の報告について」 7件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。 以上です。</p>
職務代理者	<p>ただいまの報告第35号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行いたします。</p> <p>(はいの声あり)</p>
職務代理者	<p>続いて報告第36号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の4ページをお開きください。 報告第36号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」 3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。 以上です。</p>

職務代理者 ただいまの報告第 36 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行いたします。

(はいの声あり)

職務代理者 続きまして報告第 37 号について、事務局に説明させます。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 37 号「転用許可に係る工事の完了報告について」  
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。  
以上です。

職務代理者 ただいまの報告第 37 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行いたします。

(はいの声あり)

職務代理者 続きまして、報告第 38 号について、事務局より説明させます。

事務局 それでは議案書の 8、9 ページをお開きください。  
報告第 38 号「現況証明願について」  
9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

職務代理者 ただいまの報告第 38 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行いたします。

(はいの声あり)

職務代理者 続いて報告第 39 号について、事務局に説明させます。

事務局	それでは議案書の 11 ページをお開きください。 報告第 39 号「農地法許可の取消し願いについて」 3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。 以上です。
職務代理者	ただいまの報告第 39 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行いたします。 続いて報告第 40 号について、事務局に説明させます。
事務局	それでは議案書の 13 ページをお開きください。 報告第 40 号「確認願いについて」 1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。 以上です。
職務代理者	ただいまの報告第 40 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行いたします。 続きまして報告第 41 号について、事務局に説明させます。
事務局	議案書の 15 ページをお開きください。 報告第 41 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 6 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。 以上です。
職務代理者	ただいまの報告第 41 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行いたします。 続いて報告第 42 号について、事務局に説明させます。
事務局	議案書の 17、18 ページをお開きください。 報告第 42 号「農作業料金、農業労賃に関する調査について」、沖縄県農業会議

より調査依頼があり、別紙のとおり回答いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

職務代理者

ただいまの報告第 42 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行いたします。

次に議案審議に入ります。

議案第 18 号について審議いたします。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 18 号について説明いたします。議案書の 21 ページをお開きください。

議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字嘉数後原 390 番 1、391 番、392 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂船後原 1076 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字我那覇佐真下原 590 番、田頭前原 192 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、高安委員から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 3 年 3 月 24 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号から 1 番から 3 番について、効率的に利用できることを確認しました。  
以上です。

職務代理者

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

議案第 18 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番は関連事案ですので、一括して審議します。

はじめに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

整理番号 1 番について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

職務代理者

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

続いて整理番号 2 番と 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。7 番比嘉委員、お願いいたします。

7 番委員

この有限会社マルヤスというのはどういう団体なんですか。

事務局

ご質疑のありました今回の申請者のマルヤスさんですが、今主に野菜、青果物の小売業を行っている会社ということで聞いております。

7 番委員

そこは自分たちで野菜を作って販売するということですか。

事務局

はい、今回の申請内容としては。

7 番委員

分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

(はいの声あり)

職務代理者

これより採決いたします。

整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については許可することに決定しました。

続いて、議案第 19 号について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の 30 ページをお開きください。

議案第 19 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1 件ございました。

請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、37 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は与根南浜崎原 529 番 2。転用目的は残土置場。譲渡人から譲受人へ賃借権を設定する一時転用計画となっていました。変更内容としましては、転用目的や所在等について変更はありませんが、残土搬出の本体工事が期間延長となったことに伴い、当該一時転用の工事計画期間を 3 か月間延長するという内容になっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 19 号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。

議案第 19 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。議案第 19 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、議案第 19 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続いて、議案第 20 号について審議いたします。事務局より現場調査の報告と併せて、議案の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の 39 ページをお開きください。

議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、45 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 533 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 512 番 3。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 号第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 512 番 10。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 2 番と 3 番につきましては、転用後に同一法人に貸し出す一体利用案件となります。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については外構設置案及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、豊崎地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、2 番と同様に豊崎地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 20 号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の議案説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 20 号については 1 件ずつ審議しますが、整

理番号 2 番と 3 番は関連事案ですので、一括して審議いたします。  
はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
質疑なしと認めます。これより採決いたします。  
整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、整理番号 2 番と 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
質疑なしと認めます。これより採決いたします。  
整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に、議案第 21 号について審議いたします。事務局より現場調査の報告と併せて、議案の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の 57 ページをお開きください。  
議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは申請案件についてご説明します。  
整理番号 1 番につきまして、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂保栄茂原 222 番。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
次に整理番号 2 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 533 番 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
次に整理番号 3 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土

地は、嘉数東原 486 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、保栄茂の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については既存のブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺小学校と長嶺中学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 21 号について、説明は以上です。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。

議案第 21 号は 1 件ずつ審議いたします。はじめに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたしました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決いたします。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続いて、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決いたします。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次にその他、農業委員等の綱紀粛正について沖縄県知事より通知がありますので、事務局より読み上げさせます。

事務局

それでは読み上げます。

その他「農業委員等の綱紀粛正について」、議案書の 76 ページをご覧ください。農政第 1731 号、令和 3 年 3 月 12 日。各市町村農業委員会会長殿、沖縄県知事玉城康裕。農業委員等の綱紀粛正について。平素より本県の農地行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。さて、令和元年 11 月 29 日付け、農政第 1210 号で沖縄県知事より貴職をはじめ、農業委員会未設置市町村長（農業委員会未設置市町村を除く。）、一般社団法人沖縄県農業会議会長に対し通知し、その事務の重要性を認識するとともに、改めて公正な職務遂行に努めるよう、さらなる綱紀の保持について徹底が図られるようお願いしたところですが、誠に残念ながら、昨年度から県内において、「農業委員による農地法 3 条許可に係る不法行為」、「農業委員会事務局員による傷害事件」、「農地利用最適化推進委員による住居不法侵入事件等」など立て続けに不祥事案が起こっています。農業委員会事務局職員が地方公務員法に定める、一般職たる地方公務員であることはもとより、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農業委員会等に関する法律の定めによる非常勤で、地方公務員法の定めによる特別職の地方公務員であることは周知のとおりであり、法令を遵守し、公正な職務の遂行が求められます。貴職におかれましては、別添通知の趣旨及び内容を了知の上、法令を遵守し、公正にその職務を遂行するとともに、さらなる綱紀粛正の徹底が図られるよう取り組んで下さい。なお、本件の趣旨、内容に照らして、市町村並びに一般社団法人沖縄県農業会議と協力した綱紀粛正に係る定期的な研修の実施

など業務体制の構築を図られるよう、別添のとおり関係機関へ周知していることを申し添えます。

以上です。

職務代理者

ただいまのその他、農業委員等の綱紀粛正について事務局が読み上げましたが、本委員会においても、さらなる綱紀粛正の徹底に取り組むためには、農業委員、農地利用最適化推進委員各位のご理解、ご協力及び事務局職員の資質向上に努め、綱紀粛正に係る業務体制の構築を図ってまいります。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。御苦労さまでした。

令和3年3月30日（火）

午後2時04分終了

議事録署名委員

職務代理者

上原 啓一 

3 番委員

岡城 敏浩 

5 番委員

宮里 由美子 